

2027年4月1日以後開始事業年度の期首から適用か

ASBJ、リース会計専門委

去る7月10日、企業会計基準委員会は第152回リース会計専門委員会を開催した。

前回(2024年7月10日号(No.1715))情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準(案)」等に寄せられたコメントへの対応の方向性と個別事項について、審議が行われた。

借地権の設定に係る権利金等に関する取扱い

第149回専門委員会(2024年6月10日号(No.1712))情報ダイジェスト参照)等において、「借地権の残存価額の設定を認めるべき」との意見に対し、次の事務局案を示していた。

残存価額の設定を認める。ただし、実務上の困難さに対応するため、借地権の承継が行われる可能性を見込むことや借手のリース期間終了時に予想される譲渡価額を見積ることができない場合には、残存価額をゼロと

みなすことができる定めを置く。

事務局案に対して賛否が聞かれていたため、今回、追加的な検討を行った。事務局は、「借地権の譲渡にあたり譲渡価額がある場合も想定されると考えられるため、残存価額の設定を認めるかどうか」と前回同様の事務局案を示した。

専門委員からは賛成意見が聞かれた。

単体財務諸表への影響

(1) 連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定

前回専門委員会(2024年7月10日号(No.1715))情報ダイジェスト参照)において、連結会社相互間のリースにおける借手のリース期間の決定に関する簡便的な取扱いを設ける場合、「当該リースの借手が子会社であるならば、親会社が借手のリース期間の定め(本会計基準案29項)に従って決定した期間を借手のリース期間とするこ

とができる」といった事務局案を提案していた。

この事務局案に対して、第528回親委員会でも聞かれた「親会社の方針に従って子会社の会計処理を決定することは特段の定めを設けなくとも実務上行われるものと考えられる」との意見を踏まえ、事務局は、特段の手当てを行わないとする案を提示した。専門委員からは、賛意が聞かれた。

(2) 税法への影響に関する検討
本会計基準等の公表に伴い、現行の法人税法等が本会計基準に整合する形で改正されることや、改正されずに会計・税法で取扱いが異なることなどへの懸念が寄せられており、ビジネスへの影響や、納税申告におけるコストの発生、消費税法改正への影響においても懸念する声が聞かれている。

こうしたさまざまな意見が寄せられているなか、事務局は個別財務諸表に対する特別の措置を設けないとする案を変更しないことをあらためて示した。

専門委員からは、「わが国の会計制度は連単一致を採っているため、税務にどうしても影響を与え得る」として、リース料受取り時に売上高と売上原価を

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
8月13日(火)まで (10日~12日は土曜・休日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年7月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月2日(月)まで (8月31日、9月1日は土曜・休日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年6月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年5月期) 2カ月延長法人(令和6年4月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(6月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・12月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(6月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、9月、12月期)	②~⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

計上する方法（第2法）を認めるなどの措置を求める意見が聞かれた。

事務局は親委員会において審議すると回答した。

適用時期

公開草案では、強制適用時期について、「20XX年4月1日」「公表から2年程度経過した日を想定している。」以後開始する「連結会計年度および事業年度の期首と提案していた。

これに対して、最低でも3年や5年程度の準備期間を設けるべきである旨のコメントが寄せられていた。

事務局は、本公開草案が2023年5月に公表され、すでに

1年を経過していることから、一定の周知期間があったとし、仮に2025年3月より前に最終化される場合、準備期間は3年に満たないが、2年よりも多く確保されることを踏まえ、2027年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用することとしてどうかと提案した。

専門委員からは、「非財務情報開示対応のポリシーが膨らんでいるなかでは、3年は必要」との意見が聞かれた。

事務局は、「2年なのか3年なのかは決めかねる。親委員会にて審議する」と回答した。

国際会計

金融商品に関する減損の定めの新レビュー、公表——IASB

去る7月4日、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という）は、IFRS9号「金融商品」の減損の定めに関するPIR（適用後レビュー）を完了し、公表した。

当該PIRの目的は、IASBがこれらの定めを開発した際に、財務諸表の利用者や、財務

諸表の作成者、監査人、規制監督者に意図されたように、減損の定めが適用されているかを評価することである。

PIRにおいて実施されたフィードバックと調査は、全体として、IFRS9号の減損の定めは、当初意図されていたとおり適用されており、財務諸

経理に効く法律雑学

公約と社会契約

弁護士 白川 敬裕

先日行われた東京都知事選挙では、7月7日の投票日に向けて各候補者が「公約」を掲げて選挙活動を行っていました。公約とは、有権者に対して、実行の約束をすることです。有権者は、公約を実行してもらえと信じて一票を投じます。

「公約を提示されて、有権者が政治を託す」というのは、「契約の締結」に似ています。契約を履行しなければ、契約不履行の責任を問われます。当然ながら、選挙で当選した政治家も、公約を実行する責任を負うこととなります。

選挙は、学校で習った「社会契約説」を思い起こす機会になります。社会契約説は、日本国憲法に反映されています。

日本国憲法の前文には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである」とあります。

「国民の厳粛な信託」とは、「国民同士が社会契約を結んで、権力を国家に預けた」ということです。平等な人間同士が「契約」を

結んで国家や社会を作ったというのが「社会契約説」です。

社会契約説は、人間が平等であることが前提になっています。そのため、国政選挙では、毎回「1票の価値」が問題となります。たとえば、100人が1人を選ぶ場合と、10人が1人を選ぶ場合とでは、1票の価値に10倍の差があつて平等とはいえないからです。

社会契約説を唱えた1人がイギリスの哲学者ジョン・ロックで、ロックの代表的な著作が『統治二論（市民政府論）』です。

当時、「国王はアダムの直系の子孫であり、神から統治者としての権利を与えられている。だから、王に逆らうのは神に逆らうことだ」と主張する人がいました。

ロックの「市民政府論」は、前編で、このような王権神授説の考え方に反論しています。そのうえで、後編で「平等」や「社会契約説」を唱え、「国王の権力を、国民の代表者が集まる議会が制約すべき」と論じたのです。

ロックは、すべての「秩序」、すなわち国家や法律などが何もない自然のままの状態を考えました。そもそも、そのような自然状態は世界に存在しませんし、か

つて存在したこともありません。ロックのいう自然状態は、あくまで、思考するための「記号」や「数式のようなものです。たとえば、数学で使われる「X軸とY軸の座標」は実際の世界に存在しません。幾何学（数学のうち図形や空間を扱う分野）では「点」「線」「面」という概念が使われます。数学において「線」とは、「幅をもたない長さ」のことで、「線」は厚さはない」とされています。

しかし、紙のうえに線を描くと、どんなに細い線でも、虫眼鏡で見れば必ず、いくらかの太さがあります。つまり、「純粋な線」は、世界に存在しない、あくまで思考するための概念です。ロックのいう「自然状態」も、数学の「線」のようなものです。

ロックが設定した「自然状態」だと、国家も法律もないのですから、他者による侵害を受けたとき、個人で解決するのは困難です。そこで、人びとは社会契約を結び、権力を政府に信託することにします。社会契約は、国民に選ばれた政府が契約を守ることによって成立します。

選挙の公約は重いものです。当選した都知事には、きちんと公約を守ってほしいものです。

表の利用者に有用な情報を提供しているというものであった。特に次のことが指摘されている。

- ・減損の定めには特に基本的な欠陥はなく、信用損失を適時に認識する結果となる。
- ・予想信用損失に関する有用な情報を投資家に提供しているが、一部の信用リスクに関する開示について改善の余地があることが示唆される。
- ・さまざまな企業において基本的には首尾一貫して適用されているが、いくつかの領域においてより多くの明確化とガイダンスが必要である。

これらのフィードバックに対応するために、金融商品の契約の条件変更、認識の中止、償却、および予想信用損失の認識が、IASBの償却原価測定プロジェクトの一環で、明確化されるべきか否かを検討する予定である。

さらにIASBは、IFRS 7号「金融商品・開示」における信用リスクの開示の改善に関する調査を新たなプロジェクトに追加している。

金融

勤労統計からみる利上げの行方

令和6年5月分の「毎月勤労統計調査」速報では、賃金、労働時間、雇用に関する重要なデータが明らかにになった。

現金給与総額は297、151円で前年同月比1.9%増加。一般労働者は378、803円（2.1%増）、パートタイム労働者は108、511円（3.2%増）と増加している。特に、パートタイム労働者の増加率が注目される。労働時間は総実労働時間が137.1時間（1.2%増）で、一般労働者は増加し、パートタイム労働者は80.9時間（0.6%減）となっている。雇用形態の違いが影響していると考えられる。常用雇用指数も104.3（1.3%増）と上昇し、雇用環境の改善が示されるが、パートタイム労働者の比率は30.26%で前年同月比0.29ポイント上昇している。

産業別データでは、建設業や情報通信業、運輸業、郵便業で給与の増加が顕著。建設業は393、123円（7.2%増）、情報通信業は429、564円（4.8%増）。一方、鉱業、採

石業や金融業、保険業では給与の減少がみられ、産業間の格差が浮き彫りになっている。これらのデータから、経済回復の兆しとともに、雇用形態や産業による賃金のばらつきが依然として存在することがわかる。特に、パートタイム労働者の増加と労働時間の減少は、労働市場の柔軟性と安定した雇用環境の確保の難しさを示している。

7月30日、31日の金融政策決定会合では、日銀が利上げに踏み切るかが注目される。現時点では、経済回復の兆しがあるものの、労働市場の完全な安定には至っていない点はマイナス要因だ。しかし、今回のデータでは基本給の伸び率は31年振りの高さで、円安・株高といった環境もあり、徐々に利上げの環境が整いつつある。日銀は、データを慎重に分析しながらインフレ抑制と経済成長のバランスを取るべきだろう。さらに、柔軟かつ包括的な金融政策を展開し、賃金の上昇と雇用の質の向上を目指す政策が求められる。

経理用語の豆知識



EUC

EUC(エンドユーザー・コンピューティング)とは、システムの開発・運用を情報システム部門等で集中的に管理するのではなく、利用部門(エンドユーザー)が実施する管理体制をいう。EUCでは市販のパッケージ・ソフトウェアが利用される場合もあれば、スプレッドシート等の汎用ソフトウェアをEUCのツールとして独自の処理に使う場合もある。

企業において使われるスプレッドシートは、単純な集計から、マクロ機能を用いて通常のコンピュータの自動計算と同じような複雑な計算処理までさまざまな使い方があがるが、比較的単純なスプレッドシートについては、手作業による検算やスプレッドシートの整合性チェックツールの利用による補完統制により、信頼性を損なうリスクを低減できる場合があると考えられる。自動化機能を多用したスプレッドシートの利用においては、処理の一貫性を維持するような内部統制の整備が求められる場合もある。

リストラクチャリングに関連する引当金



リストラクチャリングの手段として、①事業・子会社等の整理(売却、清算等)、②事業所の統廃合、工場の閉鎖および縮小、不採算店舗の閉鎖、③従業員の配置転換、子会社への転籍、希望退職者の募集等が行われることがある。これらにより生じる費用または損失については、個々の会計事象ごとに異なる会計基準が適用されることになるが、実務上、リストラクチャリングという目的に関連づけて、一括して事業構造改善引当金、事業撤退損失引当金、事業整理損失引当金等の名称で引当金として計上・表示されることがある。

リストラクチャリングに伴い発生する費用または損失については、原則として、固定資産の減損、投資有価証券の減損、貸倒引当金、未払退職金等のそれぞれの内容に応じた会計基準を適用して会計処理を行うことになる。会計基準では直接規定されていない費用または損失のうち、金額を合理的に見積ることができる場合は、引当金を認識することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年7月3日	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)	金融庁	企業内容等開示ガイドライン24-13の「有価証券報告書等の提出期限の承認の取扱い」において、再度の延長承認の申請があった場合の取扱い等を明確化するために、所要の改正を行うもの。コメント期限は8月2日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20240703/20240703.html	—
2024年7月4日	ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項(案)	金融庁	国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル(VC)に円滑に供給されるよう、広く内外機関投資家から資金調達を目指すVCについて、ファンドへの投資者(LP)およびファンド運営管理者(GP)の「推奨・期待される事項」を策定するもの。コメント期限は8月3日。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240704-2.html	—
2024年7月5日	「サステナビリティ投資商品の充実にに向けたダイアログ」対話から得られた示唆	金融庁	個人に魅力的なサステナビリティ投資商品の拡充・提供を促進していくために、商品組成を担う資産運用会社、投資を受ける企業、投資を行う個人・機関投資家など、幅広い関係者との対話を通じて得られた今後の課題や論点等に係る示唆をまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240705.html	—
2024年7月9日	サステナブルファイナンス有識者会議第四次報告書	金融庁	サステナブルファイナンスに関わるテーマごとに関係する国内外の動向とその進捗および課題と対応に係る議論を端的に記載したうえで、特に重要と考えられる点を中核的論点として記載したもの。投資家等への幅広い理解の促進と浸透、GXとトランジション・ファイナンスの推進、多様化するサステナビリティ課題への対応とインパクト投資の推進が、特に論点として取り上げられている。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240709.html	—
2024年7月9日	気候変動リスク・機会の評価等に向けたシナリオ・データ関係機関懇談会 課題と関係者の今後の取組への期待	金融庁	研究機関、事業会社、金融機関等の幅広い関係者で、気候変動関連データのより効率的かつ適切な利活用を図っていく観点から実施されてきた、双方向での情報・意見交換で聞かれた、気候変動に係るデータとその利活用に向けた課題と今後の期待に関する主な意見を記載したもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240709-1.html	—
2024年7月9日	令和6年度 税制改正の解説	財務省	令和6年度税制改正について、税法ごとに主税局担当官による解説を掲載するもの。定額減税の実施、質上げ促進税制の強化等、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制の創設、交際費等から除外される飲食費に係る見直し等について解説されている。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2024/explanation/index.html	—

証券

日経平均、TOPIXともに史上最高値を更新へ

日経平均は6月末頃から次第に騰勢を強め、7月に入ると、4万円円台を回復、9日には4万1千円台と史上最高値圏へ突入した。株価上昇を主導したのは、バリュー株と呼ばれる成熟大企業を中心で、なかでも最近の事業再編、リストラの成果が業績を押し上げた始めた企業が評価されたといえるようだ。

またTOPIXは7月4日に2898.47をつけ、これまでの最高値2884.80を約35年振りに抜いた。TOPIXは構成銘柄数が2160と日経平均の225の約10倍であり、株価指数の変動は日経平均よりも緩慢になる傾向がある。反面、日経平均よりもTOPIXのほうが日本株のその実態、実勢をより反映しているといわれる。

大方の予想を上回る日経平均やTOPIXの上昇はなぜ実現したのか? 海外市場では、アメリカ、台湾などがこの期間に緩やかな株価上昇を実現したが、中国、欧州主要国は株価下落が目立つ。中国は相変わらず景気低迷が続く、欧州は政治情勢の急変に影響されたようだ。アメリカはやや複雑で、株価指数によって株価変動模様が異なる。NYダウは必ずしも上昇軌道に乗っていないが、S&P500、ナスダックは米連邦準備制度理事会(FRB)の金融政策の予想情報に翻弄されながらも、上昇基調を維持している。特にナスダックの株価上昇力は力強く、7月末の米連邦公開市場委員会(FOMC)の行方など気にもしていないかのようだ。

このたびの日経平均やTOPIXの反騰はナスダックの堅調な株価上昇に刺激されたのではないかと。技術が売りの製造業から株価回復企業が出てきたことをみると、そのように思われる。

また、日本の株式市場ではやはり円安は株高に反応するようだ。6月26日には、円安は新たな局面、1ドル1160円台に突入した。この頃から株価の停滞離れがハッキリしてきた。

これからの日本株はどうか? これらの動きからみると、米株価に追随していくのではないかとと思われる。